

1分間レポート

月次決算経営

「月次決算経営」と世間ではよく言われておりますが、遅くとも毎月10日までには月次決算を行ない、数値を分析して問題点を見つけ、早め早めに手を打っていくことを言います。

早い会社では月初に月次決算ができます。どうしても15日過ぎになるという会社は、一部概算にするなり早くする工夫をするか、荒利益と概算経費でも幹部会議をすべきだと思われます。

月次決算の会議によって、売上と荒利益の中身の分析を事業所別、担当者別、商品別に行ない、どこで利益が出て、どこで損失が発生しているか、そしてどこで売上が伸びて、どこで伸びていないかをよく分析することです。

そして、キャッシュフロー経営を進めることです。資金繰り重視の経営と捉えて下さい。まず売上や企業の規模から見て、実力以上の借入金がある会社はそれを減らしていかなければなりません。

返済原資は、“当期利益+減価償却費”です。これを超えて年間の返済がある会社は返済のために、また借入をする必要があります。こうならず「お金が回る経営」をするためには、収益性にこだわり、回収や在庫に注意して、そして遊休資産を持たず、過大な設備投資はしないことです。特に土地は税引後利益で返済しなければなりません。それに、その返済額の倍以上の利益が必要ですので土地所有は極力控えることです。

“現金を持っている会社”を目指して、一つ一つ改善しましょう。

記 小川 健

人事・労務実務相談Q & A (第36回)

年金天引きの仕組み拡大? 国民健康保険料等も対象に

Q 4月から国保の保険料も年金から天引きされると聞きましたが、年金の額が少ない人は年金の支給が0円となるのでしょうか。

介護と合算し上限設定

A 現在、年金からの社会保険料天引きは、65歳以上の介護保険料で行われています。4月からは新たに75歳以上の方を被保険者とする「後期高齢者医療制度」の保険料と65歳~74歳の世帯主が支払う国民健康保険料が対象となります。天引きされるのは、介護保険料と同様に年金額が年額18万円以上の人です。

ただし、すべてを天引きするというわけではなく、医療・介護保険料の合計が年金額の半分を超えると特別徴収(天引き)は行われません(国保法施行令第29条の13、高齢者医療確保法施行令第23条)。超えている場合などは、市町村が個別に徴収します。なお、その場合は介護保険料だけが天引きされることとなります。

情報NOW

税制改正のあらまし

詳しくは担当者にご相談ください

減価償却制度が大変身

平成19年4月1日以後取得した資産の場合

償却可能限度額と残存価額が廃止 1円(備忘価額)まで償却OK

新定率法(250%定率法)導入 従来に比べて早い段階で多額の償却可能

250%定率法.....定額法の償却率(1÷耐用年数)を×2.5した率を償却率とする定率法により償却費を計算し、この償却費が一定の金額を下回る事業年度から残存年数による均等償却に切り換えて、1円まで償却する方法。

平成19年3月31日以前に取得した資産の場合

従来の償却方法を継続

ただし、償却可能限度額(取得価額の95%)まで償却した後は、5年間で残存簿価1円まで均等償却。

一定のリース取引が売買とみなされる

平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外ファイナンス・リース契約について適用。平成20年3月31日以前に締結したリース契約に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸資産については、特例として、同20年4月1日以後に終了する事業年度から旧リース期間定額法によって償却。

所有権移転外ファイナンス・リース

期間中の契約解除禁止、かつ賃借人が資産の使用に伴う費用を負担する等の要件を満たすもので、期間終了時にリース資産の所有権が無償で移転するもの以外のもの。

よろず相談会のご案内

当事務所では「資金繰り相談会」「法律よろず相談会」「経営よろず相談会」を月1回開催しております。ぜひご利用下さい。

【資金繰り相談会】4月11日(金)担当:中小企業診断士 風間 慧先生(当社顧問)

【法律相談会】4月14日(月)担当:弁護士 相馬 卓先生(にいがた国際法律事務所)

【経営相談会】4月8日(火)担当:当社代表・税理士 小川 健 他当社スタッフ

詳しくは担当者までお問い合わせください

税理士法人 小川 会 計

【本社】

〒950-0862 新潟市東区竹尾2丁目20番20号
TEL:025-271-2212 FAX:025-271-7378

【長谷部事務所】

〒950-0152 新潟市江南区亀田緑町3丁目2番8号
TEL:025-382-4740 FAX:025-382-2707

~内容についてのご質問・ご相談はお気軽に~

E-Mail infome@ogawakaikei.co.jp

URL <http://www.ogawakaikei.co.jp/>